協議題①

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「利用者は、利用の許可を受けたとき」を「公民館を利用しようとする者」に改め、同条第２項第２号中「前日」を「３日前」に改める。

別表第２古知野東公民館の項及び古知野西公民館の項中「５３０」を「６９０」に、「６６０」を「８６０」に、「２４０」を「３１０」に、「３００」を「３８０」に、「４４０」を「５７０」に、「５５０」を「７１０」に改め、同表古知野北公民館の項中

「

３００	３７０
２４０	３００
２４０	３００
２４０	３００
３００	３７０

」を「

３９０	４８０
３１０	３８０
３１０	３８０
３１０	３８０
３９０	４８０

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市立公民館の設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

（参　考）

江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新

（使用料）

第7条　公民館を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2　納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1)　　（略）

(2)　利用者が利用の日の3日前までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3)　　（略）

別表第2（第7条関係）

使用料及び時間 / 区分		使用料	
		利用時間区分	
		午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
古知野東公民館	会議室	円 690	円 860
	講義室	310	380
	実習室	570	710
古知野西公民館	会議室	690	860
	講義室	310	380
	実習室	570	710
古知野北公民館	研修室	390	480
	集会室	310	380
	会議室1	310	380

新			
	会議室2	310	380
	多目的室	390	480

備考　　（略）

旧

（使用料）

第7条　利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2　納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1)　　（略）

(2)　利用者が利用の日の前日までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3)　　（略）

別表第2（第7条関係）

使用料及び時間 区分		使用料 利用時間区分 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
		2時間につき	2時間30分につき
古知野東公民館	会議室	円 530	円 660
	講義室	240	300
	実習室	440	550
古知野西公民館	会議室	530	660
	講義室	240	300
	実習室	440	550
古知野北公民館	研修室	300	370
	集会室	240	300
	会議室1	240	300

旧			
	会議室2	240	300
	多目的室	300	370

備考　　（略）

協議題②

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和５９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表１ホール関係施設基本利用料金の表文化会館の項中「２０，９４０」を「２２，４００」に、「２３，５５０」を「２５，２００」に、「２５，１２０」を「２６，８８０」に、「２８，２６０」を「３０，２４０」に、

「

４７０	４７０	５２０
８５０	８５０	９５０
８５０	８５０	９５０
５５０	５５０	６１０
５５０	５５０	６１０
４７０	４７０	５２０
４７０	４７０	５２０
４７０	４７０	５２０

」を「

５１０	５１０	５７０
９１０	９１０	１，０２０
９１０	９１０	１，０２０
５９０	５９０	６６０
５９０	５９０	６６０
５１０	５１０	５７０
５１０	５１０	５７０
５１０	５１０	５７０

」に改め、同表ふじのはな会館の項中「７，０７０」を「７，５７０」に、「７，９５０」を「８，５１０」に、「８，４９０」を「９，０８０」に、「９，５５０」を「１０，２１０」に、

「

８１０	８１０	９１０

」を「

８７０	８７０	９７０

」に、「３３０」を「３５０」に、「３７０」を「３９０」に、「２５０」を「２７０」に、「２８０」を「３００」に改める。

別表２その他施設基本料金の表文化会館の項中「３，１４０」を「３，５００」に、「３，９２０」を「４，３７０」に、「１，９２０」を「２，１５０」に、「２，４００」を「２，６８０」に、「２，０３０」を「２，２６０」に、「２，５３０」を「２，８２０」に、「１，７６０」を「１，９６０」に、「２，２００」を「２，４５０」に、「７３０」を「８１０」に、「９１０」を「１，０１０」に、「１，３８０」を「１，

５５０」に、「１，７２０」を「１，９３０」に改め、同表ふじのはな会館の項中

「

２，１８０	２，７２０

」を「

２，４３０	３，０３０

」に、

「

９６０	１，２００

」を「

１，０８０	１，３５０

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例に定める額の利用料金を徴収することができる。

（参　考）

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新

（利用料金）

第14条　文化会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

2　　（略）

3　別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表(第14条関係)

1　ホール関係施設基本利用料金

施設の名称			利用料金		
			利用時間区分		
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
文化会館	大ホール	平日	円 22,400	円 22,400	円 25,200
		土、日曜日及び祝日	26,880	26,880	30,240
	大ホール楽屋等	第1楽屋	510	510	570
		第2楽屋	910	910	1,020
		第3楽屋	910	910	1,020
		第4楽屋	590	590	660
		第5楽屋	590	590	660
		講師控室	510	510	570
		主催者事務室	510	510	570
		第1練習室	510	510	570

新

ふじのはな会館	小ホール	平日	7,570	7,570	8,510
		土、日曜日及び祝日	9,080	9,080	10,210
	小ホール楽屋等	第1楽屋	870	870	970
		第2楽屋	870	870	970
		第3楽屋	350	350	390
		楽屋事務室	270	270	300

備考　　（略）

2　その他施設基本利用料金

施設の名称			利用料金	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
文化会館	会議室	第1会議室	円 3,500	円 4,370
		第2会議室	2,150	2,680
		特別会議室	2,260	2,820
	展示室		1,960	2,450
	練習室	第2練習室	810	1,010
		第3練習室	1,550	1,930
ふじのはな会館	音楽室		2,430	3,030
	美術工芸室		2,430	3,030
	和室	第1和室	1,080	1,350
		第2和室	1,080	1,350

備考　　（略）

旧

（利用料金）

第14条　文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。

2　（略）

3　別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

別表（第14条関係）

1　ホール関係施設基本利用料金

施設の名称			利用料金		
			利用時間区分		
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで
文化会館	大ホール	平日	円 20,940	円 20,940	円 23,550
		土、日曜日及び祝日	25,120	25,120	28,260
	大ホール楽屋等	第1楽屋	470	470	520
		第2楽屋	850	850	950
		第3楽屋	850	850	950
		第4楽屋	550	550	610
		第5楽屋	550	550	610
		講師控室	470	470	520
		主催者事務室	470	470	520
		第1練習室	470	470	520

旧

ふじのはな会館	小ホール	平日	7,070	7,070	7,950
		土、日曜日及び祝日	8,490	8,490	9,550
	小ホール楽屋等	第1楽屋	810	810	910
		第2楽屋	810	810	910
		第3楽屋	330	330	370
		楽屋事務室	250	250	280

備考　　（略）

2　その他施設基本利用料金

施設の名称			利用料金	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
文化会館	会議室	第1会議室	円 3,140	円 3,920
		第2会議室	1,920	2,400
		特別会議室	2,030	2,530
	展示室		1,760	2,200
	練習室	第2練習室	730	910
		第3練習室	1,380	1,720
ふじのはな会館	音楽室		2,180	2,720
	美術工芸室		2,180	2,720
	和室	第1和室	960	1,200
		第2和室	960	1,200

備考　　（略）

協議題③

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例（昭和４５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を「第６条第１項各号に掲げる者」に改め、同条第２項第２号中「利用者」を「第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「前日」を「３日前」に改める。

別表第２競技場の項中「４，９３０円」を「６，３８０円」に、「６，１６０円」を「７，９７０円」に、「２，４７０円」を「３，１９０円」に、「３，０８０円」を「３，９８０円」に、「１，２４０円」を「１，６００円」に、「１，５５０円」を「２，０００円」に、「２，４６０円」を「３，０５０円」に、「３，０７０円」を「３，８１０円」に、「１，２３０円」を「１，５３０円」に、「１，５３０円」を「１，９１０円」に、「６２０円」を「７７０円」に、「７７０円」を「９６０円」に改め、同表附属建物の項中「６５０円」を「７１０円」に、「８１０円」を「８８０円」に、「５４０円」を「５９０円」に、「６７０円」を「７３０円」に、「１，６００円」を「１，７４０円」に、「２，０００円」を「２，１７０円」に、「１，５９０円」を「１，７３０円」に、「１，９８０円」を「２，１６０円」に、「１，１００円」を「１，３１０円」に、「１，３７０円」を「１，６３０円」に、「３，７１０円」を「４，３９０円」に、「４，６３０円」を「５，４８０円」に、

「

１回　６２０円
１ヶ月　４，９６０円

」を「

１回　６８０円
１ヶ月　５，４４０円

」に、

「９３０円」を「１，０２０円」に、「７，４４０円」を「８，１６０円」に改め、同表備考中第４号及び第５号を削り、第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

１　営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

（１）競技場　この表に定める額に４を乗じて得た額

（２）附属建物（会議室及びフィットネススタジオに限る。）　この表に定める額に２を乗じて得た額

２　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額（１０円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（１）競技場　この表に定める額に２を乗じて得た額

（２）附属建物（会議室及びフィットネススタジオに限る。）　この表に定める額に１．５を乗じて得た額

（３）附属建物（トレーニング室、フィットネススタジオ（運動プログラム）並びにトレーニング室及びフィットネススタジオ（運動プログラム）の１ヶ月利用に限る。）　この表に定める額に１．２５を乗じて得た額

別表第３グランドの項中「７４０円」を「９６０円」に、「３７０円」を「４８０円」に改め、同表照明施設の項中「８００円」を「１，０４０円」に、「４００円」を「５２０円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

１　照明施設の利用時間は、午後４時から午後９時までの間とする。

２　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がグランドを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に２を乗じて得た額とする。

別表第４テニスコートの項中「４１０円」を「４８０円」に改め、同表照明施設の項中「１４０円」を「１８０円」に、「７０円」を「９０円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

１　照明施設の利用時間は、午後４時から午後９時までの間とする。

２　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に１．５を乗じて得た額とする。

別表第５柔道場の項及び剣道場の項中

「

団体又は大会利用	１，６６０円	２，０７０円
小中学生	２時間につき　１１０円	
	超過１時間まで　５０円	

一般	２時間につき　２２０円
	超過１時間まで　１１０円

」を

「

団体又は大会利用	全面	１，７９０円	２，２３０円
	１／２面	９００円	１，１２０円
小中学生	全面	２時間につき　１４０円	
		超過１時間まで　７０円	
	１／２面	２時間につき　７０円	
		超過１時間まで　４０円	
一般	全面	２時間につき　２８０円	
		超過１時間まで　１４０円	
	１／２面	２時間につき　１４０円	
		超過１時間まで　７０円	

」に改め、同表備考中第４号及び第５号を削り、第３号を第５号とし、第２号を第４号とし、第１号を第３号とし、同号の前に次の２号を加える。

１　営利又は利益を目的として団体又は大会利用の区分で利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に４を乗じて得た額とする。

２　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が団体又は大会利用の区分で利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に２を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの

条例による改正後の江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例に定める額の使用料を徴収することができる。

（参　考）

江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新

（使用料）

第8条　第6条第1項各号に掲げる者は、別表第2から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表に定めないものの使用料については、市長が定める。

2　納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1)　（略）

(2)　第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用の日の3日前までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3)　（略）

別表第2(第8条関係)

江南市スポーツセンター使用料

使用料及び時間 区分			使用料 利用時間区分 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 2時間につき	使用料 利用時間区分 午後7時から午後9時30分まで 2時間30分につき
競技場	メインアリーナ	全面	6,380円	7,970円
		1/2面	3,190円	3,980円
		1/4面	1,600円	2,000円
	サブアリーナ	全面	3,050円	3,810円
		1/2面	1,530円	1,910円
		1/4面	770円	960円
附属	会議室1		710円	880円
	会議室2		590円	730円

新			
建物	会議室3	1,740円	2,170円
	会議室4	1,730円	2,160円
	会議室5	1,310円	1,630円
	フィットネススタジオ	4,390円	5,480円
	トレーニング室	1回　680円	
		1ヶ月　5,440円	
	フィットネススタジオ(運動プログラム)	1回　680円	
		1ヶ月　5,440円	
	トレーニング室及びフィットネススタジオ(運動プログラム)	1回　1,020円	
		1ヶ月　8,160円	
附属設備の項　　(略)			

備考

1　営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1)　競技場　この表に定める額に4を乗じて得た額

(2)　附属建物(会議室及びフィットネススタジオに限る。)　この表に定める額に2を乗じて得た額

2　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が利用する場合の使用料は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(1)　競技場　この表に定める額に2を乗じて得た額

(2)　附属建物(会議室及びフィットネススタジオに限る。)　この表に定める額に1.5を乗じて得た額

(3)　附属建物(トレーニング室、フィットネススタジオ(運動プログラム)並びに

新

トレーニング室及びフィットネススタジオ(運動プログラム)の1ヶ月利用に限る。）　この表に定める額に1.25を乗じて得た額

3　　(略)

4　　(略)

5　　(略)

別表第3(第8条関係)

江南市営グランド使用料

区分		使用料
グランド	全面	2時間30分につき　960円
	1/2面	2時間30分につき　480円
照明施設	1基	1時間につき　1,040円
		超過30分まで　520円

備考

1　照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がグランドを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。

別表第4(第8条関係)

江南市営テニスコート使用料

区分		使用料
テニスコート	1コート	2時間につき　480円
照明施設	1コート	1時間につき　180円
		超過30分まで　90円

備考

1　照明施設の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体がテニスコートを利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に1.5を乗じて得た額

新

とする。

別表第5(第8条関係)

江南市武道館使用料

使用料及び時間			使用料	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
区分			2時間につき	2時間30分につき
柔道場	団体又は大会利用	全面	1,790円	2,230円
		1/2面	900円	1,120円
	小中学生	全面	2時間につき　140円	
			超過1時間まで　70円	
		1/2面	2時間につき　70円	
			超過1時間まで　40円	
	一般	全面	2時間につき　280円	
			超過1時間まで　140円	
		1/2面	2時間につき　140円	
			超過1時間まで　70円	
剣道場	団体又は大会利用	全面	1,790円	2,230円
		1/2面	900円	1,120円
	小中学生	全面	2時間につき　140円	
			超過1時間まで　70円	
		1/2面	2時間につき　70円	
			超過1時間まで　40円	
	一般	全面	2時間につき　280円	
			超過1時間まで　140円	
		1/2面	2時間につき　140円	

新			
			超過1時間まで　70円

備考

1　営利又は利益を目的として団体又は大会利用の区分で利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

2　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が団体又は大会利用の区分で利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の額に2を乗じて得た額とする。ただし、前号の規定の適用がある場合は、この限りでない。

3　（略）

4　（略）

5　（略）

旧

（使用料）

第8条　第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、別表に定めないものの使用料については、市長が定める。

2　納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

(1)　　（略）

(2)　利用者が利用の日の前日までに教育委員会の承認を受けて利用を中止したとき。

(3)　　（略）

別表第2（第8条関係）

江南市スポーツセンター使用料

区分		使用料及び時間	使用料	
			利用時間区分	
			午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分まで
			2時間につき	2時間30分につき
競技場	メインアリーナ	全面	4,930円	6,160円
		1/2面	2,470円	3,080円
		1/4面	1,240円	1,550円
	サブアリーナ	全面	2,460円	3,070円
		1/2面	1,230円	1,530円
		1/4面	620円	770円
附属	会議室1		650円	810円
	会議室2		540円	670円

旧			
建物	会議室3	1,600円	2,000円
	会議室4	1,590円	1,980円
	会議室5	1,100円	1,370円
	フィットネススタジオ	3,710円	4,630円
	トレーニング室	1回　620円	
		1ヶ月　4,960円	
	フィットネススタジオ(運動プログラム)	1回　620円	
		1ヶ月　4,960円	
	トレーニング室及びフィットネススタジオ(運動プログラム)	1回　930円	
		1ヶ月　7,440円	
附属設備の項　　(略)			

備考

旧

1　　(略)

2　　(略)

3　　(略)

4　営利又は利益を目的として利用する場合における使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

5　前項の規定は、附属設備については、適用しない。

別表第3(第8条関係)

江南市営グランド使用料

区分		使用料
グランド	全面	2時間30分につき　740円
	1/2面	2時間30分につき　370円
照明施設	1基	1時間につき　800円
		超過30分まで　400円

備考　照明設備の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

別表第4(第8条関係)

江南市営テニスコート使用料

区分		使用料
テニスコート	1コート	2時間につき　410円
照明施設	1コート	1時間につき　140円
		超過30分まで　70円

備考　照明設備の利用時間は、午後4時から午後9時までの間とする。

旧

別表第5(第8条関係)

江南市武道館使用料

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">使用料及び時間

区分</td><td colspan="2">使用料</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用時間区分</td></tr>
<tr><td>午前9時から午前11時まで
午前11時から午後1時まで
午後1時から午後3時まで
午後3時から午後5時まで
午後5時から午後7時まで</td><td>午後7時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>2時間につき</td><td>2時間30分につき</td></tr>
<tr><td rowspan="5">柔
道
場</td><td>団体又は大会利用</td><td colspan="2">1,660円</td><td>2,070円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小中学生</td><td colspan="3">2時間につき　110円</td></tr>
<tr><td colspan="3">超過1時間まで　50円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般</td><td colspan="3">2時間につき　220円</td></tr>
<tr><td colspan="3">超過1時間まで　110円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">剣
道
場</td><td>団体又は大会利用</td><td colspan="2">1,660円</td><td>2,070円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小中学生</td><td colspan="3">2時間につき　110円</td></tr>
<tr><td colspan="3">超過1時間まで　50円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般</td><td colspan="3">2時間につき　220円</td></tr>
<tr><td colspan="3">超過1時間まで　110円</td></tr>
</table>

旧

備考

1　　（略）

2　　（略）

3　　（略）

4　入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

5　利用面積が床面積の2分の1のときは、当該使用料の2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

協議題④

江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市立学校施設使用料条例（平成２８年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中学校グランドの項中「２，７９０円」を「３，６２０円」に改め、同表中学校・小学校体育館の項中「１，０９０円」を「１，４２０円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

１　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が中学校グランドを利用する場合におけるこの表の適用については、「３，６２０円」とあるのは、「３，９２０円」とする。

２　教育委員会が特に必要があると認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その１時間（１時間に満たないときは、１時間とする。）につき当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に１０円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この条例による改正前の江南市立学校施設使用料条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの条例による改正後の江南市立学校施設使用料条例に定める額の使用料を徴収することができる。

（参　考）

江南市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>（使用料）
第3条　前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
2　　（略）
別表(第3条関係)
<table>
<tr><th>施設</th><th>使用の区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>中学校グランド</td><td>午後7時から
午後9時まで</td><td>3,620円</td></tr>
<tr><td>中学校・小学校
体育館</td><td>午後7時から
午後9時まで</td><td>1,420円</td></tr>
</table>
備考
1　市内に住所を有しない個人又は市内に所在しない法人その他の団体が中学校グランドを利用する場合におけるこの表の適用については、「3,620円」とあるのは、「3,920円」とする。
2　教育委員会が特に必要があると認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。</td><td>別表(第3条関係)
<table>
<tr><th>施設</th><th>使用の区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>中学校グランド</td><td>午後7時から
午後9時まで</td><td>2,790円</td></tr>
<tr><td>中学校・小学校
体育館</td><td>午後7時から
午後9時まで</td><td>1,090円</td></tr>
</table>
備考　教育委員会が特に必要があると認めるときに、施設を使用の区分に定める時間を超えて利用する場合の使用料は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該使用料の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。</td></tr>
</table>